

津南町地下水及び水資源地域の保全に関する条例（案）パブリックコメントの結果について

1. 公表資料：津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例（案）
津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例施行規則（案）
津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例解説
2. 閲覧・公表場所：津南町ホームページ、総務課
3. 意見の提出方法：持参、郵送、FAX、メール
4. 募集対象：町内に住所を有する方、町内に事務所・事業所を有する個人及び法人その他の団体、町内に勤務・通学している方、案件に利害関係がある方
5. 実施期間：令和8年1月20日（火）～2月12日（木）
6. ご意見の件数：9名（28件）

No	ご意見	回答
1	<p>地下水を保持するには、森を放っておいて守れるものではないので、水の貯える力を減退させない森の手入れに着目。例えば、放置された人工林の間伐で木の根張りを強くし、水を貯える力を強くする。偏った針葉樹の育成だけでなく、広葉樹も育成し、混合林を増やす。</p> <p>条例としては、森の環境を変える過度な伐採及び水の地中浸透に影響する人工物の設置の制限。水を汚染する化学薬品の使用の制限。上中下流へと循環しない水の搾取。</p> <p>以上意見とさせていただきます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。森林の整備については、森林環境譲与税を活用しながら、計画的に進めております。また、町森林組合では、森林機能、役割の重要性を周知し、水源涵養や生物多様性の向上を図るため、4年前から緑の森づくり事業として、広葉樹の植樹を継続的に行っているところです。</p> <p>条例及び規則において、水源地域内に水質を汚染する又は水量に影響を及ぼすおそれのある営利を目的とした事業は町と協議することとしており、一定の規制をかけることとしております。</p>
2	<p>グリーンピアの売却による水源の安全性について、町が提示の条例は不備であると思う。水源及び地下水を守るため、町の許可制にする。違反したら許可を取り消して、罰</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。水源地域の土地取引の届出を義務付ける条例が、令和7年10月時点において21都道府県（新潟県含む。）で制定されているところです。都道府県の21の条例は、</p>

	<p>金、賠償もしてほしい(賠償で済む問題ではないと思う)。町民の健康と生活、自然、重要産業である農業を守っていただきたい。</p>	<p>全て届出制となっています。許可制ではなく、届出制としていることについては、「土地取引は、本来、買い手と売り手との合意があれば成立し、この点については民法上の原則とされ、また、憲法においても個人の財産権や、土地取引などの経済活動の自由が保障されている。許可制については、全ての取引を一旦停止されることとなり、過度な私権制限と捉えるおそれがある。」(自治体法務研究より)とされています。条例は法律の範囲内で制定する必要があることから、届出制にしたものです。</p> <p>地下水や水源の重要性は町も認識しており、条例の基本理念にもうたっているところです。</p>
3	<p>グリーンピアの売却による水源の安全性について、町が提示の条例は不備であると思う。地下水、水源、町民の生活を守るため、町の許可制にして、違反したら許可を取り消して、罰金、賠償も高額(億単位)にした方が良くと思う。</p> <p>「この津南町は越後平野を潤す水源地、水蔵である。」水に対しては厳しく、しっかりやっていくというメッセージも県内外に届け、水蔵の津南を知ってもらおう。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。水源地域の土地取引の届出を義務付ける条例が、令和7年10月時点において21都道府県(新潟県含む)で制定されているところです。都道府県の21の条例は、全て届出制となっています。許可制ではなく、届出制としていることについては、「土地取引は、本来、買い手と売り手との合意があれば成立し、この点については民法上の原則とされ、また、憲法においても個人の財産権や、土地取引などの経済活動の自由が保障されている。許可制については、全ての取引を一旦停止されることとなり、過度な私権制限と捉えるおそれがある。」(自治体法務研究より)とされています。条例は法律の範囲内で制定する必要があることから、届出制にしたものです。</p> <p>地下水や水源の重要性は町も認識しており、条例の基本理念にもうたっているところです。</p>
4	<p>・「水源地域の機能の維持と健全な水循環の維持に資することを目的とする。」ということに対して、要請が届出であ</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。届出制の実効性を直接担保する措置として、水源保全条例を定める多くの自治体が採用してい</p>

	<p>り対応が勧告で十分か疑問です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則（案）の別表（第2条関係）において、龍ヶ窪があげられていますが、新潟県自然環境保全条例による指定区域のみで、水が涵養され、湧出されているのではないので、湧水に至るまでの水脈全体を保全する必要があるのではないのでしょうか。 ・「水源地域」とは別表に挙げられた2か所で十分なのか疑問です。 	<p>るのが、勧告と公表であり、実効性を検討する中で、勧告としました。</p> <p>龍ヶ窪を含めた水源地域については、今後、様々なご意見をいただきながら、地域の追加、見直しを行ってまいります。</p>
5	<p>要望・意見</p> <p>開発を伴う地下水及び水源については、地権者及び関係者の同意を必要としてほしい。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津南町の飲料水の多くは、湧き水に依存しているため、地下水の利用は生命の危機である。 ・水路においては、農業及び生活のため、地域住民が協力しあい、水路の保全に努めてきた経緯がある。 <p>※条例が理解できないので、要望と意見を述べます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。地下水の適正な採取及び水源地域内の土地所有権等の移転等及び水質や水量に影響を及ぼす対象工作物の設置等、適正な土地利用の確保について条例等で定めることにより、水源地域の機能と健全な水循環の維持を図ることとし、将来にわたって健全な水循環を維持してまいります。</p>
6	<p>本町の地下水や水源地域は、自然の力だけで保たれてきたものではなく、長年にわたり林業者や農業者が森を整備、育成し、田畑を耕し、土地と向き合い続けてきた営みによって育まれてきた大切な生活資源であり、町民の共有財産です。森林は保護、規制することだけでなく適切な伐採や間伐、さらに育成、更新を通じてその健康状態の安定を保ち、水を涵養し、農地水田でも水を貯え浄化することで、ダム機能を有し安定した水資源の循環を支えてきま</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。条例で基本理念や町、町民、土地所有者及び施設設置者の責務を定めさせていただきました。条例の基本理念にもうたいましたが、森や水の大切さ、存在意義を認識し、その資源を次の世代へ引き継ぐ努力が必要であること、津南町において地下水や水源地域が果たす役割はご意見のとおり、多くあることを十分認識してまいります。</p>

	<p>した。これらの活動は、水源に影響を与える行為として一律に捉えられるものではなく、水源を健全に維持し、次代へ更新していくために不可欠な営みであると考えます。本条例においては、規制や管理を主とする視点に加え、人の適切な関与によって自然資源が循環し続けるという理念を明確に位置づけ、林業・農業を水源保全の主体として尊重する姿勢を示すことが農業立町津南町として重要です。町が現場と協働し、共に支え合いながら、百年先の暮らしを描き、豊かな水と森を将来この地を担い繋いでいく子供たちへ手渡していくための条例となるよう水源保全と共にそれらを安定させる整備、育成が不可欠であると考えます。</p>	
7	<p>本条例(案)において、水源地域に関する届出制度を整備されたことは、地下水及び水源地域の保全に向けた重要な動きであると感じています。</p> <p>文章を拝読させて頂く中で感じた箇所について意見、提案させていただきます。</p> <p>提案①</p> <p>水源は町民共有の重要な共有資源であり、将来世代にも引き継ぐべき基盤であることから、届出制のみで十分な抑止力・保全効果が確保できるかについては、継続的(数十年等タイムスパンは長い方が良いのではないかと感じています)な検証が必要と考えます。</p> <p>また他自治体においては、重要区域に限定して事前協議制や許可制を導入している例も見受けられます。津南町にお</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>提案①については、水源地域の土地取引の届出を義務付ける条例が、令和7年10月時点において21都道府県(新潟県含む。)で制定されているところですが、全て届出制となっており、法律の問題もあることから当町も届出制としたところですが、後段部分の専門性の高い第三者委員会等との検討については、届出の状況等をみながら検討してまいります。</p>

いても、今後の運用状況を踏まえ、区域の重要度に応じた制度の段階的強化（事前協議制度等）の検討を第3者委員会など専門性が高い外部の方などと連携を図りつつ、附則や見直し規定を今後も柔軟に変更、追記するなどの記載をご検討頂きたいです。

意見①

第3条

(6)既にある坑道に横坑を掘削する等、水量に影響を及ぼすおそれのある事業

(7)には水質を混濁し、又は水量に影響を及ぼすおそれのある事業（町や集落で管理する水道事業を除く。）

上記の文面ですと、それ以外の事業では届出を出さないということでしょうか？これらに関係のないものとは具体的にどのような事業なものなのか、疑問に感じます。

提案②

町民の責務でも記載がありました通り、条例において町民の責務や、水源が大切な資源であるとの理念が示されていることが大変重要と考えています。

一方で、その理念をどのように町民に周知し、理解と協力を促していくのかについての具体的な施策が、施行規則案からは読み取れません。広報活動、学校教育、地域説明会等を通じた周知・啓発の仕組みについても、今後の運用において明確化されることを提案します。

意見①については、規則第3条第1号から第5号に規定する事業についても届出が必要となります。また、一定規模以上の揚水機を設置する場合も同様です。

提案②については、ご意見のとおりです。今後の周知、啓発活動をどのように展開していくか、検討してまいります。

	<p>本条例が実効性を持ちつつ、町民の理解と信頼のもとに町一体となって運用される制度となることを期待いたします。</p>	
<p>8</p>	<p>・「地下水の利用に支障を及ぼすおそれ」について、具体的な判断材料は設定されていますか？運用に際して、基本的な判断項目（項目の変更は出来るものとして）を設定、かつ、例として公表されないと、町側が判断しにくく、また、施設設置者側への指導・指示等に至らないと思われました。</p> <p>・上記に関連し、「【解説】（２）①『極めて隣接』」の距離、また、「同②『計画採取量が過大』」の採取量に、根拠が求められますが、（水源地域毎にでも）具体的な数値など運用上の指針となるものがあると良いと思います。</p> <p>・「同③『同一の帯水層』」については、地質調査や水脈調査などによる町・施設設置者が同一の情報を得られるマップなどはご用意されていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>・50 平方センチメートルを超える揚水設備を設置する施設設置者は「地下水の涵養に関する計画」（様式第 8 号）の提出が求められておりますが、「【解説】（６）『設定される目標涵養量』」とございますが、『目標涵養量』の記載がございません。</p> <p>・また、様式第 8 号におけるそれぞれの区分（敷地内・外における涵養）に示すべき『地下水涵養量』について、開発申請などに用いられる雨水貯留・浸透施設の計算書のような計算基準などはございますか。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見を含め、具体的なことについては、「地下水の涵養に関する指針」を作成することを計画しています。</p> <p>・現時点では用意しておりません。</p> <p>・「地下水の涵養に関する計画」における目標涵養量については、様式第 8 号での記載を求めています。目標涵養量の算出方法については、指針で定めることとしております。</p> <p>・地下水涵養量の算出方法については、指針で定めることとしております。</p>

	<p>・第17条は『地下水涵養の努力義務』とありながら、計画書の提出は義務付けられておりますが、『努力義務』は雨水浸透枿などの『涵養施設の設置』にかかるものですか。</p> <p>・雨水浸透枿や森林・農地に関連する『涵養施設』について、図面の提出や設置後の現地確認等が明記されておりますが、『勧告』のためにもどのようなチェック体制をお考えですか。</p>	<p>・揚水設備を用いて地下水を採取している者は、届出の有無や揚水設備の規模の大小に関わらず、地下水を保全するため、地下水の涵養の努力義務があることを規定しています。</p> <p>・地下水の涵養計画に図面等の提出について検討します。敷地内における涵養項目の概要や地下水涵養量を指針で定めるなかで、チェック体制を構築してまいります。</p>
9	<p>・総則、(目的)第1条、 関連する規則や解説</p> <p>「地下水の保全」とは、地下水の水量の保全のことをいう⇒と解説しているが、第2条の解説には(3)第4号の対象工作物は、水源地内に水質を汚染する又は～とあり、定義が統一されていない。</p> <p>(コメント)</p> <p>地下水の保全には水量だけでなく水質も含めなければならない。</p> <p>悪化や変化が現れてからでは手遅れとなる。特に地下水の場合は原因の特定が難しい。そのためには保全地域に所在する事業所に対策を求めるだけでなく、町として観測井の設置や、水量などの観測機器の設置が必要である。しかし、条例、規則ではどこにもそのような記述がない。</p> <p>売却が予定されているニューグリーンピア津南についても民間譲渡なら、なお必要となる。特に、龍ヶ窪周辺地域は対策が急がれる。</p> <p>① 第7条では、吐出口の断面積が6平方センチメートル</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>・条例第1条の規定のとおり、当条例は、地下水の水量の保全、水源涵養機能の維持、増進のための水源地の保全、水源涵養機能が損なわれないような土地利用の確保、健全な水循環の維持等を目的としており、水質を汚濁するおそれのあるものも届出が必要なことから、水質についても定義の中に含まれるものです。</p> <p>一定規模以上の揚水設備の設置を義務付けており、地下水の採取量等は報告することとなっています。</p> <p>① 吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備を設</p>

とあるが、第17条2では、吐出口の断面積が50平方センチメートルとある。まちがいではなく、揚水機の大きさによるものか？ 説明を求める。

第8条では、勧告することができる。2項では勧告内容を公表することができるがあるが、勧告だけでなく、中止や禁止も明記すべきではないか。

第14条でも、勧告することができるがあるが、勧告だけでなく、中止、禁止も明記すべきではないか。

(コメント)

第14条で、町長は～その判断の根拠を示して～勧告することができるがある。

上記 1条、2条の箇所ですべて述べたが、根拠となるデータ等は観測井や観測機器などによる計測や検査等が適切である。昨今の気候変動は著しく、一時的なデータではなく、定期的、長期的な観測が求められる。ふさわしい設置が必要である。機器類は安価なものもある。

第15条 町長は～必要な措置を命ずることができるがあるが、命ずると明記すべきではないか。

第17条4 も勧告ではなく義務付ける。

置しようとする者に対し、届出を義務付けています。また、大量に地下水を採取することは、水循環に対して与える負荷が大きいことから揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備を設置する施設設置者には、これに加え、地下水の涵養に関する計画の作成・提出を義務付けることにより、計画的な地下水の涵養に係る取組みの実施を促すこととしております。

勧告に従わないときは、公表することにより、一定の制裁がかかることとなります。憲法においても個人の財産権や、土地取引などの経済活動の自由が保障されています。禁止等は過度な私権制限と捉えるおそれがあります。

<p>第19条2 2週間の縦覧期間は短くないか？縦覧期間満了日までに意見書を提出できるとあるので、その準備期間としてせめて3週間～4週間に延長を。</p> <p>第21条2 施設設置者は一説明会を開催するよう努めなければならないとあるが、開催しなければならないとする。</p> <p>第24条 勧告することができるでは弱い。必要な措置を講じるよう求めると明記する。</p> <p>付則 令和8年4月1日に施行するとあるが、議論は尽くされているだろうか？</p> <p>昨年8月から9月に開催された住民説明会でも、地下水などの水環境にたいする意見、心配は大変高く強かった。今回のパブリックコメントを活用できる住民は少ないと思われる。大事な条例（案）等を知る機会が必要である。</p> <p>地下水などの水環境は、他の地域にない津南の宝であり、守り活かしていくうえでも住民の理解は欠かせない。意見や理解が深まるような取り組みをお願いします。</p>	<p>水源地域指定の案について、利害関係者に意見を述べる機会を与えるための措置であり、適当の期間と考えています。なお、指定する際は、専門知識を有する方や関係者のご意見等をお聞きしながら、指定することを考えています。</p> <p>義務は過度な私権制限と捉えるおそれがあり、このような表記にしています。</p> <p>同上</p> <p>ご意見として承りました。町民等への啓発、理解促進に努めてまいります。</p>
--	--